

副本

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国(処分行政庁 経済産業大臣)





第7準備書面

令和4年7月20日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

被告指定代理人

田	中	隆	士	代
小	林	祥	之	代
國	分	瑞	生	代
岩	田	淳	之	代
坂	本	雅	史	代
開	田		智	代
古	賀	裕	二	代
一	丸		聖	代
下	川	琴	江	代
西	田	一	樹	代
安	武	祐	太	代
星	合		健	代
赤	松	徹	也	代
荒	尾	宗	明	代

佐々木	文	人	
都	武	蔵	
水	烏	成	
正	木	剛	

第1	はじめに	5
第2	行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて電気事業法18条3項1号ないし3号をみても小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨は読み取れないこと	8
1	行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた原告適格の有無に関する貴裁判所の示唆及びそれを受けた原告の主張について	8
2	行訴法9条2項の考慮要素等	10
3	認可基準を定める電気事業法18条3項1号ないし3号の文言・趣旨から、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることはできないこと	11
(1)	電気事業法18条3項1号について	11
(2)	電気事業法18条3項2号について	12
(3)	電気事業法18条3項3号について	13
(4)	以上に反する原告の主張に対する反論	14
(5)	小括	16
4	その他に小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることでできる規定等は存在しないこと	16
5	電気事業法の趣旨・目的は需要家全体の利益を一般的公益として保護することにあること	17
6	小売電気事業者が支払うべき託送料金が増額したとしても、これを小売電気料金に転嫁するか、あるいは転嫁せずに顧客誘引力として利用するか、いずれにせよ小売電気事業者の利益が害されるものではなく、その増額による影響の程度も小さいこと（当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質）	18
(1)	本件変更認可処分によって直ちに小売電気事業者である原告の利益が害されないこと	18

(2) 小売電気事業者に生じる影響の程度も小さいこと	18
(3) 小括	20
7 まとめ	20
第3 電気事業法18条3項各号で定める要件のうち、特定の要件が小売電気事業者の個別的利益を保護しているとして、原告に本件変更認可処分についての原告適格を認めるとしても、原告の違法事由に係る主張は、行訴法10条1項により、当該要件にかかる違法に制限されること	20
1 行訴法10条1項の定め及び趣旨	20
2 「自己の法律上の利益に関係のない違法」の意義	21
3 原告の主張する違法事由は、電気事業法18条3項1号に関する主張ではないこと	22
4 小括	23
第4 結語	24

第1 はじめに

1 本件は、小売電気事業者である原告が、経済産業大臣が電気事業法18条1項に基づいて一般送配電事業者である九州電力送配電を名宛人として行った託送供給等約款の変更認可（本件変更認可処分）の取消しを求める事案である。

2 本案前の争点である本件変更認可処分取消訴訟における小売電気事業者の原告適格について、これが認められないことは、被告第2準備書面、第3準備書面及び第5準備書面で明らかにしたとおりである。

(1) そもそも、原告を含む小売電気事業者は、電気事業につき契約を締結するについて電気事業法外の法律で何らかの特別な地位や権利等が保障されているものではなく、託送供給等約款の変更認可の法的効果によって権利の制限を受けるものではない（最高裁平成25年判決参照）。原告を含む小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、「処分の法的効果」によるものではなく、一般配電事業者と小売電気事業者との「合意による効果」にほかならず、この理は、新規の認可をする場合と変更認可をする場合とで異なる。このように、小売電気事業者は、託送供給等約款の変更認可により、直接法的効果を受けるものではない。加えて、電気事業法において、小売電気事業者は、同法がその存在を念頭に置き、類型化して規定された存在であり、同法における処分について、その処分がいかなる利益を保護することを目的としているか、すなわち同法が小売電気事業者の個別的利益の保護を目的とした処分であるか否かという解釈を抜きに、その原告適格を基礎づける「法律上の利益」の有無を判断することはできないはずである。したがって、託送供給等約款の変更認可取消訴訟における小売電気事業者の原告適格を検討するに当たっては、電気事業法に基づく託送供給等約款認可の根拠法規が、小売電気事業者の個別的利益を保護しているか否か、つまり行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた検討によるべきである。

* 1

* 1 これに対して、原告は、「本件変更認可処分によって財産権を必然的に侵害されている」などと主張するところ（原告準備書面2・第3の2(2)イ(11ページ)参照)、「託送供給の料金を賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利」又は「託送供給の料金を当初の契約で合意した金額で固定して変更されない(少なくとも値上げする方向で変更されない)権利」をいうにすぎない原告の主張にかかる「財産権」は「権利」としておよそ観念することができない旨の被告の指摘(被告第5準備書面・第2の1(2)(12ページ)参照)を受けて、「財産権は、憲法第29条1項で保障されているとおり…獲得した財産を固有のものとして保有する権利…として存在する。」として、国税徴収法39条所定の第二次納税義務者が、本来の納税義務者に対する課税処分につき国税通則法75条に基づく不服申立てをすることができる旨を判示した最高裁判所平成18年1月19日第一小法廷判決(民集60巻1号65ページ)で、「財産権」が原告適格を基礎づける「権利」として最高裁判所で認められている旨を反論する(原告準備書面5・第3の1(8ページ)参照)。

しかしながら、上記最高裁判決の判示事項は上記のとおりであり、原告がいうように漠然と「『財産権』が原告適格を基礎づける『権利』」であるなどと判示したものではない。原告が引用する当該判決の最高裁判所調査官の判例解説の記載(甲第16号証の73ページ)も、上告受理申立て理由を引用して記載する部分にすぎず、判旨にもないし、調査官の意見でもそのような言及はない。その点をおくとしても、本件では、そもそも原告の主張する「財産権」の内容が不明確であり、なんら具体的な財産権の内容が明らかにされておらず、権利とはいえないものを権利と称して主張するにすぎないという点を被告は指摘しているのであって、個別具体的な処分で侵害され得る権利利益の内容について具体的な主張もなく、全く別の根拠法規に基づく性質の異なる処分において特別な状況の下で原告適格が認められた事案を持ち出して、それが本件と同様に「財産権」侵害を理由に原告適格を認めたものであるから本件でも「財産権」侵害を理由に原告適格が認められるべきな

どという主張をしても、何ら意味はなく、失当である。

(2) そして、本件変更認可処分の法的効果は、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款を用いて託送供給を行うことができる地位を与えるにとどまり、小売電気事業者に対して何らかの法的効果を直接的に及ぼすものではなく、その供給区域内の需要家に電気を供給する小売電気事業者に一律に同じ内容の託送供給等に係る料金その他の供給条件を設定することによって、小売電気事業者間に公平な競争条件を設定し、市場競争の基盤を確保するものにすぎない。そして、電気事業法は、総体としての需要家全体の利益を公益として一般的に保護する法律であって、託送供給等約款の認可要件について規定する同法18条3項各号の趣旨も同様であって、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨のものということとはできない。したがって、原告に、本件変更認可処分の取消しを求める法律上の利益はなく、本件訴訟における原告適格を認める余地はない。

3 原告適格が認められないことは以上に尽きるが、被告は、本準備書面において、必要な範囲で、原告準備書面5ないし7に対し反論をするとともに、仮に原告適格が認められる場合においても、当該原告に認められる「法律上の利益」に関係のない主張は、行訴法10条1項による主張制限がかかることになるので、本案の主張として、この点に言及する。

なお、略語等は、断りがない限り、従前の例による。

第2 行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて電気事業法18条3項1号ないし3号をみても小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨は読み取れないこと

1 行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた原告適格の有無に関する貴裁判所の示唆及びそれを受けた原告の主張について

(1) 前記のとおり、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて、電気事業法の規定を通覧しても、個々人としての需要家の利益の保護を目的とするものと読み取れる規定は存在せず、ましてや、小売電気事業者の利益の保護を目的とす

るものと読み取れる規定も存在せず、小売電気事業者である原告に、本件変更認可処分の取消しを求める法律上の利益はない。

(2) 被告がそのように主張し、原告適格が争点となっていたところ、貴裁判所は、令和3年12月13日の第5回口頭弁論期日において、原告に対し、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた上での原告適格の有無を主張するに当たり、電気事業法18条3項各号の認可要件のどこを捉えて小売電気事業者の個別的利益が保護されているといえるのか主張すべき旨を示唆し、これを受けて、原告は、原告準備書面5において、同法18条3項1号（「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」）及び3号（「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。」）が小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨のものである旨を主張した。

そうしたところ、貴裁判所は、令和4年9月23日の第6回口頭弁論期日において、原告に対し、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた上での原告適格の有無を主張するに当たり、電気事業法18条3項各号の認可要件において、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨が含まれていないかを再度主張するよう促すとともに、特に同法18条3項2号（「第1項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。」）にそのような小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨が含まれていないかどうか掘り下げるように示唆した。これを受けて、原告は、原告準備書面6において、同法18条3項1号及び2号を摘示して、これにより、「法は、電気の使用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の健全な経営を保護するために、適正な託送料金の実現を図ることを、当該認可制度によって実現するとした」などと主張するに至った。

(3) そこで、以下では、改めて、電気事業法18条3項1号ないし3号におい

て、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることができず、原告には、これらの規定を根拠として本件訴訟の原告適格が認められないことを明らかにする。

2 行訴法9条2項の考慮要素等

被告第2準備書面第2の2(1)(3及び4ページ)で述べたとおり、行訴法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものと解される(最高裁平成17年12月7日大法院判決・民集59巻10号2645ページ、最高裁平成21年10月15日第一小法院判決・民集63巻8号17

11 ページ、行訴法9条2項)。***2**

3 認可基準を定める電気事業法18条3項1号ないし3号の文言・趣旨から、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることはできないこと

(1) 電気事業法18条3項1号について

同項1号は、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」と規定する。

これは、いわゆる総括原価方式により託送料金が定められるべきことを規定するものであるが、その文言に照らしても、一般送配電事業者の収入となる託送料金の定め方を対象としており、小売電気事業者を対象とする記載は見当たらない。また、同号の趣旨は、総体としての需要家全体の利益の保護

***2** 清野正彦・最高裁判所判例解説民事篇平成21年度(下)678ページ以下は、当該処分が根拠法規に違反してされた場合に害されることとなる利益を中心に分類すると、次のような一般的傾向を指摘することができるとして、問題となっている利益が「日常生活ないし社会経済生活上の不利益等」であるときは、「処分の根拠法令等を参酌し、根拠法令に当該利益を個別具体的利益として保護する趣旨が含まれているか否かを個別具体的に判断する傾向がある。これは、(日常生活ないし社会経済生活上の不利益等であるときは、)生命、身体、健康等の利益と比較すれば、要保護性の低いものであって、個別の処分を法令で定めるに当たり、それらの処分をする際の保護対象とするか否かについての立法府の裁量が認められていることから、当該根拠法規が当該利益を個別的利益として保護しているか否かを十分慎重に吟味、検討する必要があると解されることによるものと考えられる。」旨記載している。これによれば、本件では、原告のような小売電気事業者に問題となる利益は、生命、身体、健康等の利益ではなく、社会経済上の不利益にとどまるから、本件変更認可処分の根拠法規が、原告のような小売電気事業者の利益を個別的利益として保護しているか否かは、十分慎重に吟味、検討する必要があるはずである。

を図るため、料金の妥当性・適正性を担保することにある（乙第11号証170ページ参照）。

したがって、同号につき、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むとはいえない。

(2) 電気事業法18条3項2号について

同項2号は、「第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。」と規定する。

これは、託送供給等約款により電気の供給を受ける者に対して提示される料金水準が不当に高いものではないこと、当該電気の供給を受ける者に対して料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されていないことを基準とし、電力取引における市場競争の基盤を確保することにより、電気の安定供給を図り、総体としての需要家の利益を一般的公益として保護することを目的としているものである（乙第11号証171ページ参照）。同項1号が専ら一般送配電事業者から見た料金の妥当性・適正性に焦点を当てているのに対し、同項2号は市場競争の基盤を確保する観点から料金その他の供給条件の妥当性・適正性に焦点を当てているといえるが、いずれの規定も、総体としての需要家全体の利益を公益として一般的に保護する趣旨のものである。

この点、同号の「電気の供給を受ける者」という文言は、託送供給等約款の適用を受ける小売電気事業者を想定しているところ、小売電気事業者が託送供給等を受けることが困難となるような不当に厳しい供給条件が設定されることにより、市場競争の基盤が損なわれたり、供給そのものに支障が生じるなどし、ひいては需要家において適正価格で安定的に電力供給を受けることが困難になるおそれがあることから、かかる規定が設けられたものと解される。したがって、上記のとおり、同号が電気の使用者たる需要家全体、需要家一般の利益という公益を保護するための規定であることは明らかである。

このように、同号が、「電気の供給を受ける者」が託送供給等を受けることが著しく困難にならないようにすることを規定しているからといって、その意義や目的に鑑みれば、その文言をもって直ちに小売電気事業者の個別的利益を保護するためのものと解することはできず、小売全面自由化の下、市場競争の基盤をなす託送供給制度において、その競争を確保することにより、電気の安定供給を図り、電気の利用者の利益を保護するという公益保護を目的としたものというべきである。

したがって、同号につき、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むとはいえない。

(3) 電気事業法18条3項3号について

同項3号は、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。」と規定する。

これは、仮に、託送供給等を利用する者が託送供給等を受けた量等を基に支払うべき料金を算出することが困難である場合などにおいては、実質的にも公平を阻害されることになりかねないため、同項3号の内容を基準とするものである（乙第11号証171ページ参照）。

託送供給等約款において、託送供給の対価である料金の算出方法が一義的に、かつ、合理的に定められていなければ、小売電気事業者間の公平性が確保されず、市場における健全な競争環境が確保されないこととなる。約款において、一般送配電事業者の裁量的な判断で料金を定めることを許したり、使用量に基づかないなど不合理な内容であれば、小売電気事業者ごとに実質的には不公平な取扱いをなし得ることとなり、需要家一般の利益に資するよう、小売全面自由化をすることとした趣旨を損なうこととなるのである。そのため、同号は、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていることを求めているのであり、個別の小売電気事業者の利益を保護することを目的とするものではない。したがって、同号もまた、一般送配電事業者にその約

款で適正で明確な料金の算出方法を定めさせることにより、市場競争の基盤をなす小売電気事業者間の公平を確保し、市場における健全な競争環境を確保し、もって電気の利用者たる需要家一般の利益を保護しようとするものである。

したがって、同号につき、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むとはいえない。

(4) 以上に反する原告の主張に対する反論

ア これに対し、原告は、「改正後の法において当該（引用者注：一般送配電事業者の制度的独占による）弊害の不利益（中略）を直接被るのは、一般送配電事業者と直接的に対している小売電気事業者である。」、「法は、法18条における託送供給等約款の認可制度を残し、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益の保護をするものとしたのである。」旨主張し（原告準備書面6第1の2(2)ア・3及び4ページ）、電気事業法18条1項1号及び3号につき、「一般送配電事業者から小売電気事業者に対する不適正な託送料金の請求からの保護を目的としている」（原告準備書面5・第2の2・5ページ）、同項2号につき、「託送料金が不当に高いものとなると、小売電気事業者の健全な経営の維持に支障をきたし、市場競争の基盤が害される。そこで、法は、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の健全な経営を確保するために、直接的には小売電気事業者を保護」している旨主張する（原告準備書面6第1の2(2)イ・6ページ）。

しかしながら、電気事業法は、18条において、一般送配電事業者が小売電気事業者との間で料金等の供給条件を定める契約の内容について、一般送配電事業者の自由にさせるのではなく、一定の要件に適合する託送供給等約款を定めることを求め、その要件適合性を審査するという託送供給等約款の認可制をとっている。このように、私人の自由に委ねず、要件該

当性を審査する処分を法律で定めて規制の下に置くのは、何らかの利益を保護することが目的になるところ、託送供給契約の当事者は、確かに一般送配電事業者と小売電気事業者ではあるが、一般送配電事業者が締結する供給約款を審査することとした趣旨が、その当事者たる小売電気事業者を保護するためのものとは思われないのであって、原告も認めるように「電気の利用者（一般）の利益を保護」するためであり、その観点から供給約款が満たすべき要件が定められ、審査されるものとみるべきである。

イ この点、原告は、需要家（電気の利用者）の利益を保護する前提として小売電気事業者の利益を保護する必要があるという理解を前提とするようである。

しかしながら、小売電気事業者は、一般送配電事業者に支払う託送料金の額を、小売電気料金として需要家に転嫁できるから、小売電気事業者の利益と需要家の利益が常に一致するとは限らない。また、仮に、小売電気事業者の利益を保護するために新規参入を阻害して寡占化を認めれば、当然、市場競争が促進されなくなるから、需要家の利益と相反する事態を招きかねない。このように、需要家の利益を保護する前提として小売電気事業者の利益を保護する必要があるという原告の理解は、一般論として成り立つものではないのであって、原告の上記主張は前提を欠くものである。

加えて、小売全面自由化により市場競争の環境に置かれた小売電気事業者は、個々の経営主体として、顧客満足度を高めつつ、個々の経営努力によって利潤の最大化を目指して活動することになると思われるが、市場競争の環境に置かれるということは、一般論として、価格競争等に耐えられず廃業に至ることがあり得ること（それが需要家全体の利益につながることも）も当然の前提とされているのであって、市場競争の基盤を確保すること（それによって需要家全体の利益を保護すること）と小売電気事業者の個別の利益を保護することとは直結しないのであり、需要家全体の利益を

保護する前提として小売電気事業者の利益を保護する必要があるという原告の理解は、この意味においても当を得ない。さらに言えば、もとより、個人、法人を問わず、あらゆる主体が電力を不可欠としており、それなくしては社会活動や生活が全く成立しないものであって、適正価格による電力の安定供給という観点から全需要家を保護する必要性が極めて高いのに対し、小売電気事業者は、当該事業に参入するか否かも自由であって、その利益を保護しなければならないという存在ではない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(5) 小括

以上のとおり、電気事業法18条3項1号の趣旨は、需要家全体の利益を一般的公益として保護する前提として、一般送配電事業者から見た料金設定の妥当性・適正性を図ることにあり、同項2号及び3号の趣旨は、需要家全体の利益を一般的公益として保護する前提として、公平の観点から小売電気事業者による市場競争の基盤を確保することにあるから、いずれの規定も、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むものではない。かかる理解は、小売全面自由化によって小売電気事業者等を市場競争の環境に置くこととした電気事業法の平成26年改正の趣旨にも沿うものである*3。

- 4 その他に小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることできる規定等は存在しないこと

*3 電気事業法18条3項4号以下を見ると、同項4号は一般送配電事業者と小売電気事業者との責任や費用の負担について適正かつ明確化されていることを求める規定であり、同項5号は、小売電気事業者間で不当な差別的取扱いを禁じる規定であるから、いずれも市場競争の基盤を確保する趣旨のものといえることができ、また、同項6号は、1号ないし5号に包摂されない一般的な公益保護規定であるといえる。

電気事業法における託送供給等約款変更認可の具体的手続を見ても、電気・ガス取引監視等委員会の意見を聞くものとされている（電気事業法66条の1第1項5号）以外は、特段の手続を要するものとはされておらず、電気事業法を通覧しても、小売電気事業者の利益を個別的に保護することを目的とした手続は設けられていない。

なお、託送供給等約款の変更認可において、電気・ガス取引監視等委員会の意見を聞くものとされているのは、同委員会が適正・効率的な電気の供給がなされているか（料金水準や供給条件）を監視すること等により蓄積される託送料金やそれにかかる原価の設定に関する専門的知見を有することから、託送供給等約款の変更認可を行うに当たって、その意見を聞き、同委員会の専門性を活用することが適当とされたことによるものである（乙第11号証558及び559ページ）。この手続についても、小売電気事業者の個別的利益の保護を目的としたものではない。

5 電気事業法の趣旨・目的は需要家全体の利益を一般的公益として保護することにあること

電気事業法の趣旨・目的は、被告第5準備書面第3の1（29ないし31ページ）で述べたとおり、電気の使用者（需要家）の保護、電気事業の健全な発達、公共の安全の確保、環境の保全にあるところ（同法1条）、これらの抽象的な文言により示された利益は、一般的公益として保護されるべきものであって、上記の目的規定から小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることはできない。

また、小売全面自由化の目的は、小売電気事業者を発電事業者とともに市場競争の環境に置くことで、最終的に電気料金の最大限の抑制等を図るという、総体としての需要家全体の利益に資するようにすることにあり、小売電気事業者については、むしろ、その経済的利益を保護しないことを立法政策として採用したのであるから、小売全面自由化に係る法改正の趣旨・目的に照らしても、

小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることはできない。これに反する原告の主張（原告準備書面6第1の2(2)ア・3及び5ページ）は、電気事業法の改正の経緯を正解しない独自の見解であり、失当である。

- 6 小売電気事業者が支払うべき託送料金が増額したとしても、これを小売電気料金に転嫁するか、あるいは転嫁せずに顧客誘引力として利用するか、いずれにせよ小売電気事業者の利益が害されるものではなく、その増額による影響の程度も小さいこと（当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質）

- (1) 本件変更認可処分によって直ちに小売電気事業者である原告の利益が害されないこと

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金は、もともと原子力発電によって利益を受けた需要家から公平に回収することが想定されており（被告第4準備書面第3の4(3)及び(4)・28ないし32ページ）、小売電気事業者は、託送料金の増額分を小売電気料金に転嫁することが可能な制度となっている。

また、小売電気事業者は、託送料金の増額分を小売電気料金に転嫁せず、自ら負担することとした場合であっても、それを他の小売電気事業者と比較したときの顧客誘引力の強化につなげることができるから、その経営判断の適切な行使によって、自らの利益へ誘導する余地と機会がある。

したがって、託送料金の増額が直ちに小売電気事業者の利益を害することになるものではない。

- (2) 小売電気事業者に生じる影響の程度も小さいこと

ア 本件変更認可処分は、託送原価に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を算入することによって生じる増額と既発電費の回収終了に伴う減額を託送料金に反映させたもので、最終的な増額は、1キロワット時当

たり平均0.05円であるところ（乙第67号証）*4、特別高圧需要に係る平均販売単価は1キロワット時当たり2.14円、高圧需要は同3.89円、低圧需要は同8.35円と計算されているから、これらのうち本件変更認可処分に係る増額分は0.05円にとどまる（甲第17号証404ページ・様式第8の6「特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表」参照）。なお、平均販売単価における割合は、特別高圧需要につき約2.3パーセント、高圧需要につき約1.3パーセント、低圧需要につき約0.6パーセントである。

イ なお、この点に関連するかどうかは明確ではないが、貴裁判所が、令和4年5月16日の第7回口頭弁論期日において、原告に対し、本件変更認可処分によって原告が影響を受ける本件接続供給契約の条項を具体的に主張するよう示唆され、これを受けて、原告は、原告準備書面7において、一般送配電事業者が託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款によるものとする旨を定めた本件接続供給契約46条の規定を挙げている（甲第5号証）。しかしながら、これは託送供給等約款が変更された場合についてあらかじめ合意をした規定であり、本件変更認可処分によって影響を受ける規定とはいえない。

*4 既発電費の回収終了に伴う減額幅の方が増額幅よりも大きく、託送料金が総額として減額することとなった4社（北海道ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社）については、託送供給等約款の変更届出（電気事業法18条4項及び5項参照）がされているにとどまり、変更認可がされているわけではない。このように、電気事業法は、託送原価に算入される費目にかかわらず、託送料金が総額として減額になる場合などは託送供給等約款の変更に行政処分を組み入れる仕組みとしていない。

(3) 小括

このように、託送料金の増額がすなわち小売電気事業者の利益を害するものでもなければ、その影響の程度も小さいことに加え、被告第3準備書面第4の3(25及び26ページ)で述べたとおり、託送料金の増額は、その供給区域内の需要家に電気を供給する小売電気事業者に一律に及ぶものであるため、特定の小売電気事業者に対して不利益を及ぼすものでもなく、何ら小売電気事業者間の公平な競争条件を阻害するものではない。

7 まとめ

以上のとおり、託送供給等約款の認可制度を置いている電気事業法の規定は、特に電気事業法18条3項1号ないし3号をみても、飽くまで需要家全体の利益を一般的公益として保護する趣旨であり、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むとはいえないから、原告に本件訴訟の原告適格を認めることはできない。

第3 電気事業法18条3項各号で定める要件のうち、特定の要件が小売電気事業者の個別的利益を保護しているとして、原告に本件変更認可処分についての原告適格を認めるとしても、原告の違法事由に係る主張は、行訴法10条1項により、当該要件にかかる違法に制限されること

1 行訴法10条1項の定め及び趣旨

行訴法10条1項は、「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」として、取消訴訟における取消理由(違法)の主張制限を定めている。

これは、取消訴訟が原告の権利利益の救済を目的とする主観訴訟であることから、取消訴訟の違法事由の主張は、原告の個人的利益に関係のある事項に限って認めれば十分であり、これに関係のない違法事由の主張を許すことは取消訴訟の趣旨に反するという、当然のことを規定したものである(南博方ら編

『条解行政事件訴訟法〔第4版〕』319ページ参照)。

2 「自己の法律上の利益に関係のない違法」の意義

- (1) 「自己の法律上の利益に関係のない違法」とは、行政庁の処分に存する違法のうち、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違背した違法をいい、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規とは、一般的には、公益の実現を目的として処分要件を定める法規と、専ら原告以外の者の利益を保護する趣旨で処分要件を定める法規というと解されている(前掲『条解行政事件訴訟法〔第4版〕』320ページ参照)。
- (2) ところで、最高裁判所は、取消訴訟の原告適格に関し、行訴法9条1項にいう「法律上の利益」とは、行政処分の根拠法規によって法的に保護された利益、すなわち法律上保護された利益であるという考え方を採っているが(森英明・最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(下)908ないし910ページ参照)、原告適格を基礎づける根拠規定は、正に原告の権利利益を保護する趣旨を含むものとして法が予定している規定であって、処分が原告適格を根拠づける規定に違反していないのであれば、法が保護しようとする範囲での原告の個別具体的な利益は侵害されておらず、当該利益は十分保護されているというべきであるから(司法研修所編『一改訂一行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究』192ページ参照)、主観訴訟である取消訴訟の趣旨に照らし、原告の個別具体的な利益に関係のない違法の主張が認められないのである。このように、行訴法9条1項の「法律上の利益」と同法10条1項の「法律上の利益」は同義であり、原告が主張し得る違法は、処分の根拠規定のうち原告適格を基礎づける規定の違反に限定されるのである(室井力ら編『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国会賠償法〔第2版〕』157及び158ページ参照)。

したがって、原告が主張する違法が、処分の根拠規定のうち原告適格を基礎づける規定の違反ではない場合においては、「自己の法律上の利益」に関

係のない違法を取消理由として主張するものに他ならない。その違反によって原告の個別的利益は何ら影響を受けておらず、当該規定に反しているか否かは、原告の個別的利益と無関係というほかない。したがって、原告は、根拠規定においてその個別的利益が保護されている場合であれば当該規定の違反を違法事由として主張できるが、それに関連性のない規定の違反を違法事由として主張できないというべきである。このように、自己の原告適格を根拠づけていない規定の違反を主張できないということは、「自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることはできない。」とする行訴法10条1項の文言からしても明らかである。

近年の裁判例においても、別添のとおり、上記考えに基づく判断がなされているところである。

3 原告の主張する違法事由は、電気事業法18条3項1号に関する主張ではないこと

原告は、従前から、本案の違法事由として、託送原価に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を算入したことについて、法の委任の範囲を越えた違法がある旨主張している。原告は、かかる主張の前提として、「本件算定規則4条1項に定められているものは、一般送配電事業を営むために必要な費用であり、法18条3項1号で定められている、『能率的な経営の下における適正な原価』に該当するものである。他方、本件で問題となる、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業を営むために必要な費用ではない。」

(訴状第2の5(3)・13ページ)、「それを一般送配電事業の『原価』に含ませることを定める形式的意味の法律の規定は存在していない。」(原告準備書面1第1の3(3)・3ページ)、「『適正な原価』は、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定される。」(原告準備書面4第1の3・4ページ)旨主張している。すなわち、原告は、本案について、一貫して電気事業法18条3項1号に係る違法事由を主張している。

他方、原告は、同項2号や3号にかかる違法事由は主張していない。

そして、原告の主張する内容やその趣旨に照らしてみても、本件の事実関係の下で、同項2号の違反や同項3号の違反が認められる余地は何らない。

すなわち、本件においては、仮に、原告が、同項2号又は3号がその個別的利益を保護しているとしてその原告適格を認められるとすれば、原告が、処分が取り消されるべきとして主張できる違法は、原告適格を根拠づけた規定、同項2号又は3号違反に限られるのであるが、原告はそのような主張はしていないし、本件ではそれらの違法が問題となる余地はないのである。

そして、同項2号又は3号でその個別的利益が保護されているとして原告適格が認められるとした場合には、同項1号においてその個別的利益が保護されていない以上、行訴法10条1項により、当該原告との関係において、電気事業法18条3項1号に反するかどうかを審理する余地はないこととなる。

したがって、仮に、電気事業法18条3項2号や3号について、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨の規定であるとする立場をとった場合も、原告は、同号に関係しない違法事由しか主張していないから、かかる原告の主張は、原告の法律上の利益に関係がないものであって、行訴法10条1項により主張が制限されるほかない。

4 小括

以上のとおり、仮に電気事業法18条3項2号又は3号について、原告を含む小売電気事業者の個別的利益を保護していると解釈するとしても、原告は、同項2号又は3号とは関係のない事由を主張するのみであるから、原告の同項1号違反の主張は、行訴法10条1項によって制限されるほかない。

原告が、電気事業法18条3項1号の違反をいうのみである以上、その原告適格を認める実質的な意義は、同号が原告の個別的利益を保護しているか否かの判断に尽きるのであり、他の規定においてその個別的利益が保護されているかどうかを論じる意義はない。

第4 結語

以上のとおり、本件訴訟において原告適格は認められないから、本件訴えは不適法として速やかに却下されるべきである。これらの点をおいても、被告が従前の準備書面で主張したとおり、法の委任を受けた本件算定規則4条2項は適法であり、本件変更認可処分も適法になされたものであることは明らかであるから、原告の請求は棄却されるほかない。

以 上

別 添

1 最高裁判所平成元年2月17日第二小法廷判決（民集43巻2号56ページ）

新潟空港の周辺に居住する住民らが、航空機騒音による生活への影響などを理由に、定期航空運送事業免許の取消しを求めた事案において、同免許を受けるに当たって、事業計画が経営上及び航空保安上適切なものであることについて審査を受けなければならない旨を定める航空法101条1項3号には、周辺住民が航空機の騒音によって著しい障害を受けないという利益を個別的利益として保護する趣旨が含まれると解釈し、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる飛行場周辺住民は、当該免許の取消しを訴求する原告適格を有する旨判示した。その一方で、原告らが違法事由として主張する、運輸大臣が告示された供用開始日の前から滑走路等を供用し、非計器用の滑走路等を計器用に供用している状態で当該免許が付与されたことがいずれも航空法101条1項3号の免許基準に適合しない、当該免許は当該路線の利用客の大部分が遊興目的の団体客である点で同項1号の基準に適合せず、また、当該路線については輸送力が著しく供給過剰となるので同項2号の基準に適合しないとの旨につき、いずれも自己の法律上の利益に関係のない違法をいうものであると判示されている。このように、騒音障害とは無関係な違法事由の主張は、原告の個別的利益を基礎づける根拠条文と同一の条項を根拠とするものを含め、認められていない（司法研修所編「改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」193ページ）。

2 東京地方裁判所平成20年5月29日判決（判例タイムズ1286号103ページ）

東京都震災対策条例により避難場所に指定された土地を避難場所として利用することが予定されている地域に居住する住民が同土地を施行地区とする土地区画整理事業の施行認可処分の取消しを求めた訴訟において、土地区画整理法が、震災時に拡大する火災等によって生命又は身体に被害を受けるおそれのある個々の

住民に対して、そのような被害から免れるという利益を個々人の利益としても保護する趣旨を含むことを根拠に原告適格を肯定した上で、行訴法10条1項の適用に当たっては、違法の根拠とされる法規が原告の法律上の利益に関係のない法規であるかどうか、及び、違法事由として主張される具体的事実が原告の法律上の利益に関係のないものであるかどうかを検討する必要がある、処分の名宛人以外の第三者が提起した取消訴訟においては、原告の個別的な利益を保護する趣旨で設けられた規定、すなわち、原告適格を基礎づける規定以外の処分の根拠規定に違反するという違法事由は、原告の自己の法律上の利益に関係のない違法というべきであり、また、原告の個別的な利益に関係する具体的な違法事由に限って主張することができるものと解するのが相当であるとした。その上で、工事による道路交通環境の悪化あるいは交通の安全につき考慮していないことに関する違法事由、地域全体の住環境の悪化、景観の悪化、都市温暖化の観点からの環境面の悪化などを考慮していないことに関する違法事由、土地区画整理法施行規則9条6号が、施行地区内に居住することとなる人口について1人当たり3㎡以上、かつ、施行地区の面積の3%以上の面積の公園を事業計画において設定しなければならない旨の規定に違反していることに関する違法事由、土地区画整理法施行規則6条3項の設計図の表示の特定に係る違法事由などは、原告らの自己の法律上の利益に関係のない違法であるから、主張することはできないとした。

3 大阪高等裁判所平成25年8月30日判決（判例秘書登載）

パチンコ店の経営主体である会社が大阪府公安委員会から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく営業許可を受けたことについて、その店舗の近隣に居住し、又はその店舗の周辺に存する小学校に通学中の児童の保護者が、その店舗の所在地が大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例2条1項2号の距離制限規定に違反していることを理由に、上記営業許可の取消しを請求した事案において、風営法及び関連法令の騒音・振動規制は、風俗営業施設の周辺に居住する住民の静穏な生活

を営む権利を個別的利益として保護する趣旨をも含む規定であるというべきであるから、風俗営業施設の営業に伴い、基準を超えた騒音・振動の発生によって静穏な生活を害されるおそれのある地域に居住している者は、騒音・振動規制を根拠として風俗営業許可の取消しを求める原告適格を有するとした上で、原告らが営業許可処分の違法性に関して主張する違法事由は、施設の内部において特に静穏さを必要とする特定の教育施設及び医療施設を保護の対象として、これら施設に風俗営業施設が一定の距離以上接近することを制限することにより、上記教育施設及び医療施設の施設内における善良で静穏な環境を保持し、良好な環境下で円滑に業務が運営されるようにすることを目的としているものと解される小学校からの距離制限違反に関するもので、原告適格の基礎となった騒音・振動被害の点とは関連性がないから、行訴法10条1項に違反して許されないとした。

4 那覇地方裁判所令和4年4月26日判決（公刊物未登載。乙第68号証）

沖縄県知事が、自らがなした公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立承認処分につき、埋立予定地の地盤の強度等に関して新たに判明した事情等によって承認要件の適合性を欠くに至ったとして、同承認処分を取り消した処分に対し、埋立事業の事業者が、行政不服審査法に基づく審査請求をし、これを受けた国土交通大臣が沖縄県知事による埋立承認処分の取消処分を取り消す旨の判決をしたところ、埋立予定地の周辺に居住するとする住民らが、埋立予定地に建設される米軍の飛行場による著しい航空機騒音被害を被らない利益等の法律上の利益を有することを根拠に原告適格が認められる旨主張した上で、地盤の強度等に問題があるとはいえないとして埋立承認処分の取消処分を取り消した判決には違法があるとして、当該判決の取消しを請求した事案である。裁判所は、原告適格を認めず、原告らの訴えを却下する旨の判決を言い渡したが、傍論で、仮に原告らが原告適格を有すると認められることを前提とした場合（同判決165ページ24及び26行目参照）における判決の実体的な瑕疵の有無についても念のため判断を示しておくこととし（同判決174ページ16及び17行目参照）、その判断におい

て、地盤の強度等の問題によって直接的に生ずると考えられるのは工事の続行の可否等であって、原告らの健康又は生活環境に著しい被害を直接的に受けない利益に関係がないとして、行訴法10条1項によって主張制限がされるから、原告らの主張は失当であるとした（同判決書182ページ6行目ないし184ページ24行目参照）。